

平成 20 年第 2 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 20 年 6 月 23 日（月曜日）

---

議事日程（第 5 号）

平成 20 年 6 月 23 日（月）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 32 号 平成 20 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 3 議案第 33 号 尾鷲市監査委員条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 34 号 市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 35 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 36 号 尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 37 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 38 号 尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 39 号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第 10 議案第 40 号 字の区域の変更について
- 日程第 11 議案第 41 号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 12 議案第 42 号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 43 号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について  
( 委員長報告、質疑、討論、採決 )
- 日程第 14 請願第 4 号 地方切捨を許さず、紀勢国道事務所の執行体制等の拡充を求める請願  
( 委員長報告、質疑、討論、採決 )
- 日程第 15 陳情第 3 号 高齢者に負担増と差別医療を強い後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情の継続審査申し出に

について  
日程第16 地域振興対策特別委員会の廃止について  
(委員長報告、採決)

出席議員(15名)

1番 神保美也 議員	2番 内山鉄芳 議員
3番 三鬼孝之 議員	4番 田中勲 議員
5番 真井紀夫 議員	7番 三鬼和昭 議員
8番 高村泰徳 議員	9番 與谷公孝 議員
10番 端無徹也 議員	11番 濱中佳芳子 議員
12番 北村道生 議員	13番 村田幸隆 議員
14番 濱口文生 議員	15番 中垣克朗 議員
16番 南靖久 議員	

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市長	奥尚佳君
会計管理者兼出納室長	湯浅英男君
市長公室長	栗藤和治君
総務課長	仲明君
防災危機管理室長	川口明則君
税務課長	世古正太郎君
福祉保健課長	宮本忠明君
環境課長	楠文治君
環境課長 廃棄物・資源リサイクル担当監査官	児玉佳高君
市民サービス課長	山下恭徳君
建設課長	北村都志雄君
新産業創造課長	奥村英仁君
水産農林課長	佐々木進君

水道部長	岩出	育雄	君
尾鷲総合病院総務課長	大川	一文	君
尾鷲総合病院医事課長	世古	讓治	君
教育委員長	北澤	雅臣	君
教育育長	田中	稔昭	君
教育委員会教育総務課長	吉澤	壽朗	君
教育委員会生涯学習課長	三木	正尚	君
教育委員会学校教育担当調整監	玉津	勲哉	君
監査委員	瀬田	俊次	君
監査委員事務局長	濱野	薰久	君

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	山本	和夫	
議事・調査係長	内山	雅善	
議事・調査係主査	竹平	専作	

[開議 午前10時00分]

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番、神保美也議員、2番、内山鉄芳議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」から、日程第13、議案第43号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました12議案につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、南靖久委員長。

[16番（南靖久議員）登壇]

16番（南靖久議員） おはようございます。私たち生活文教常任委員会に付託になりました議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、第1条歳入、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第2項第2目民生費県補助金、第8目教育費県補助金、第3項第6目教育費委託金、第19款諸収入、第5項第1目第2節雑入のうちA L T住宅使用料、歳出、第2款総務費、第1項第1目一般管理費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、第2条第2表債務負担行為補正、議案第42号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」、議案第43号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」、以上、3議案についての委員会における審査の経過とその結果についてご報告申し上げます。

去る18日、午前10時30分より、市長、教育長並びに関係諸課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い慎重に審査した結果、議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」は、賛成少数で原案に

否決すべきものと決しました。また、議案第42号と議案第43号の条例の一部改正につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、否決されました議案第32号「尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の委員会の審査の中身は、陶芸教室移転に伴う工事費353万8,000円の減額補正予算についての反対でありました。今回、減額されました陶芸教室移転に伴う工事費は、既に3月定例会で議決された予算であったことは今さら説明をするまでもありません。今回の減額された予算は、国の査定で外された理由は、耐震化のされていない建物には水力発電施設周辺地域交付金は利用できないとのことだったと報告を受けました。結局は執行部の予算に対する見通しの甘さが今回の結果を生み出したものであります。本来、本会議で議決をいただいた予算をやむを得ない理由があって変更する場合は、当然、議会上程前に議会に事前に相談すべきであります。それが相談しようともせずに今回の減額予算であり、我々審査する委員会側からすれば全く議会や市民を無視した予算だと言わざるを得ません。

委員会審査の中で、市長は、「交付金がありなかったので減額は仕方なかった。現在の尾鷲中学校の空き校舎は、極めて地震に対する危険度が高く、陶芸教室としての環境に好ましくない状況なので、早急に移転先を考えなければならない。候補地としては、元水道跡、そして元工業高校跡を考えている。」との答弁がありました。それなら、なぜ財源更正をしなかったのかと委員会から委員の強い指摘があったことは周知の事実であります。執行部としての陶芸教室の移転は早急の課題だと委員会で説明はするものの、その後の予算措置等についての時期的な説明は一切なく、減額ありきの執行部の方針に委員が異議を唱えたものであると私は委員長として理解をしたところであります。

以上を申し添え、委員長報告にかえさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 次に、総務産業常任委員会、村田幸隆委員長。

〔13番（村田幸隆議員）登壇〕

13番（村田幸隆議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、第1条歳入、第14款県支出金、第2項第1目総務費県補助金、第4目農林水産業費県補助金、第17款繰入金、第19款諸収入、第5項第1目第2節雑入のうち戸別

受信機個人負担金、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第1項第5目企画費、第12目防災費、第5款農林水産業費、第7款土木費、議案第33号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」、議案第34号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」、議案第35号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」、議案第36号「尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」、議案第37号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第38号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」、議案第39号「あらたに生じた土地の確認について」、議案第40号「字の区域の変更について」、議案第41号「東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について」、以上、10議案についての委員会における審査の経過並びに結果について報告を申し上げます。

去る6月16日、午前10時より、市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第32号、議案第33号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号の8議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」は、賛成少数で否決すべきものと決しました。また、議案第35号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」につきましては、採決の結果、可否同数となり、委員長裁定で可決すべきものと決しましたので、ご報告をいたします。

なお、議案第34号に係る審査の中で、副市長も決まっていない状況で市長が退職金を受け取らないと言えば、副市長も教育長も意見すら出せなくなる。退職金の廃止は確かに聞こえはよいが、3者で財政状況等を協議して退職金の減額率をまとめ、議会にも相談するのが基本ではないか。市長職は4年任期であるが、4年間務めるとは限らない。それはそのときの支払われる条件、財政状況もあるが、在職した市長が特段苦労したとか経過を踏まえた上で支給額をシビアに判断するべきであり、今議会で決める必要はない。当初予算、補正予算にも予算計上されておらず、3年後の予算措置をする段階に条例を提出すればよいという意見があり、現在の市の財政状況や市長の意気込みと退職金の廃止そのものには理解でき、反対ではありませんけれども、時期尚早論と市長の議案提出に至る手

順に対し、反対意見が多々ありましたことを申し添えます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

15番、中垣議員。

〔15番（中垣克朗議員）登壇〕

15番（中垣克朗議員） 私は、議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）」について、反対の立場で討論させていただきます。

ちまたでは、一市民団体である陶の会に、なぜ水道部跡の一等地の場所提供に議員が加担するのかとか、たった30人ほどのグループに支援しなくともよいとか、あるいは山奥に窯を構えればいいというような暴論まで出ているようございますが、まことに陶の会の皆様には、私たちの言葉足らずが引き起こした結果だと恐縮しています。もとより小学生やお年寄りがそのような山中に行けるはずもありません。そのような誤解が生じたことは私たちの責任でもあります。

そもそも今回の補正予算の問題案件は、教育の一環であり、正式に言えば、陶の会に対する予算ではなく、市が行う陶芸教室に対する予算なのであります。尾鷲の陶芸は約30年前、私の大学の後輩の美崎光邦が尾鷲へ旅に来て、美しい自然と人間味にあふれる素朴な尾鷲の人々とのふれあいに共感を覚え、長く滞在して陶芸を指導したことから始まり、そのときに薰陶を得たメンバーが、その後も独自に精進すべく有志で結成したのが陶の会であります。約25年の作陶経験があり、技術向上もしていたことから、11年前に杉田市長当時に、市民一部の希望者だけのふれあいだけでなく、小・中学校の生徒にも教育の一環としての指導要望があり、陶の会が引き受けたいきさつがありまして、窯も市の所有物が二つあって、管理も陶の会にお願いしたものであり、まさに市の文化振興の施策の一つであります。そのときから、サークル団体への特別支援ではないのであります。陶芸教室設立当初から異なった性質を持っているのであります。

紀伊長島のマンドロの教室には、町負担の専属スタッフもあり、海山にはすばらしい窯を2基持つ立派な建物が、塩谷町長時代に公民館のそばにつくられています。陶の会は、釉薬の扱い方、上薬のことですね、土の提供、製作指導、その

他関連講義を行っています。中でも土については、信楽、志野、瀬戸、伊賀などの特殊なものを1トン単位で買い置き、おそらく分けをしてあります。尾鷲の石材発掘跡の赤土など40%ほどブレンドして、陶芸用に適切か模索し、新しい尾鷲産の土の開発も検討しています。

何よりも、現在、尾鷲中学校美術部の希望者の指導のほか、尾鷲小学校6年生約120名の指導も担当しており、例年課題の卒業記念製作に余念なく準備中であり、先週2回、今週も2回の指導があり、また一昨日は、三木里と古江公民館の指導を尾鷲中学校でしております。前伊藤市長も前任者からの継続事業として熱心に応援してきましたが、3月議会の当初予算の議決として採択しており、諸般の事情があるとはいえ予算ゼロ減額は残念であります。強く見直し検討を要望する次第であります。

古道客の陶器見学者がふえても、中学校へ自由に入るわけにはいきません。展示室も充実させて、観光物産的な評価も期待でき、住みやすい環境づくりを標榜する市長にとっても、心に安らぎを与える陶器の美術としての価値観を意識なさって、既に定着しているほぼ半官半民の教室育成のためにも、ゼロカット処置見直しを講じられるよう、さらに検討・尽力していただくべく、私の今回の問題補正予算反対討論といたします。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

5番、真井紀夫議員。

〔5番（真井紀夫議員）登壇〕

5番（真井紀夫議員） 私は、市民の期待を裏切る予算の編成や市三役に関する条例一部改正の議案に反対する者の1人であります。

まず、議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）」の社会教育総務費の中の陶芸教室移転工事費353万8,000円全額を削除することに反対します。

議案第34号「市長の給与と退職金について」、議案第35号「教育長の給与について」の2議案も、奥田市長公約の「市長以下三役の退職金3,070万円を廃止します」にかなっていないので反対します。

陶芸教室移転工事費353万8,000円は、3月の新年度当初予算として成立したばかりであります。それを中部経済産業局のヒアリングで、国の交付金補助が認められなかったからといって、財源づくりの努力もしないまま議会側に相談も意見も求めようともせず、ぱっさり切ってしまうのは市長としての行政感覚

を疑わざるを得ません。移転先の旧水道部事務所は耐震化されていないので、補助を受けられなくなったといいますが、鉄骨で補強するなど何とか陶芸教室の活用を続けられるようにしようとする誠意ある取り組みが全く伝わってきません。根底には、前市長がつけた予算であり、陶芸教室なんかに大切な資金を投じる必要はないという選挙絡みの感情が働いているような気がしてなりません。私の思い過ごしであります。

市長ら三役の退職金廃止についても、選挙の公約ではあるが、いまだに副市長を決められない状況の中で軽々に扱うべきではないと思います。今さら遅いでしそうが、県や国に副市長の派遣をお願いするにしても、自分で適任者を探すにしても、これまで任期4年の退職金は約800万円を支給していましたが、今後はゼロにいたします、それを覚悟でぜひお願ひしますということになります。一般常識として、こんな頼み方はできないでしょう。市長は、三役の退職金返上という格好いい公約を掲げたばかりに窮地に追い込まれているのではないでしょう。私は、あなたたちの退職金を廃止することに決して反対ではありません。三役がそろってから、きちんと筋の通った退職金改正条例を提出しても遅くはないと考えます。したがって、補正予算と条例案を整理し直して至急臨時議会を持つことが大切だと考えます。

奥田市長は会計のプロだと豪語されているようですが、議員に対して、「おまえは日本語を知らんのか」などと感情むき出しの発言を聞かされると、奥田市長は一体どうなっているのか、不安この上ないものがあり、懸念が募るばかりであります。

議長（與谷公孝議員） 真井議員に申し上げます。上程された議案の反対討論に限つて行ってください。

5番（真井紀夫議員） はい。

議会の疑問や意見をもっと真摯に受けとめるべきではないでしょうか。

この際、奥田市長の驕慢な言動、幼稚な考え方と行動を指摘して、議案第32号、34号、35号の3議案に対する反対討論といたします。

議長（與谷公孝議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず最初に、日程第2、議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算

（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する生活文教常任委員会委員長の報告は否決、総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。したがいまして、原案について採決いたします。

日程第2、議案第32号については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少數）

議長（與谷公孝議員） 起立少數であります。

よって、議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」は、否決されました。

次に、日程第3、議案第33号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、議案第33号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第34号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は否決であります。したがいまして、原案について採決いたします。

日程第4、議案第34号については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少數）

議長（與谷公孝議員） 起立少數。

よって、議案第34号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」は、否決されました。

次に、日程第5、議案第35号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多數）

議長（與谷公孝議員） 挙手多数であります。

よって、議案第35号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第36号「尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、議案第36号「尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第37号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、議案第37号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第38号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、議案第38号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第39号「あらたに生じた土地の確認について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、議案第39号「あらたに生じた土地の確認について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第40号「字の区域の変更について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、議案第40号「字の区域の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第41号「東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、議案第41号「東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第42号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、議案第42号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第43号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 拳手全員であります。

よって、議案第43号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、請願第4号「地方切捨を許さず、紀勢国道事務所の執行体制等の拡充を求める請願」についてを議題といたします。

ただいま議題の請願1件につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、村田幸隆委員長。

〔13番（村田幸隆議員）登壇〕

13番（村田幸隆議員） 私ども総務産業常任委員会へ付託をされました請願第4号「地方切捨を許さず、紀勢国道事務所の執行体制等の拡充を求める請願」につきましては、委員会における審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しましたのでご報告をいたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（與谷公孝議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第14、請願第4号「地方切捨を許さず、紀勢国道事務所の執行体制等の拡充を求める請願」について、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は拳手願います。

（拳 手 全 員）

議長（與谷公孝議員） 拳手全員であります。

よって、本件は原案のとおり採択することに決しました。

ただいま採択となりました請願第4号につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第15、陳情第3号「高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情の継続審査申し出について」を議題といた

します。

生活文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お詫びいたします。

生活文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第16、「地域振興対策特別委員会の廃止について」を議題といたします。

ここで、地域振興対策特別委員長の報告を求めます。

地域振興対策特別委員会、端無徹也委員長。

[10番（端無徹也議員）登壇]

10番（端無徹也議員） 地域振興対策特別委員会のこれまでの審査等について、その経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、尾鷲市地域資源活用総合交流施設（夢古道おわせ）に関する事を審査事項とし、平成19年1月26日に、議長を除く全議員15名の構成で設置されて以来、その審査事項にかかる予算も含めて慎重に審査を重ねてまいりました。昨年は、南靖久議員が委員長をされ、平成19年12月3日までに延べ7回の委員会を開催し、それ以外にも株式会社熊野古道おわせとの懇談会を行ってまいりました。その後、私が委員長を仰せつかってから、先日も含めて、計3回の委員会を開催し、計10回にわたる審査を行ってきたところです。

夢古道おわせでは、飲食と物販の機能を兼ね備えた地場特産品情報交流センターを昨年4月28日にオープンしました。この施設は、市の有形文化財であった古民家を移築した物産館と展示休憩棟の2棟からなり、スカイフードレストランでは、天満浦百人会、向井フレンズ、ななうらの郷の3団体が、東紀州の食材を使った郷土料理を提供し、にぎわいを見せております。

また、この委員会で主に議論されてきたのは、地場特産品情報交流センターに隣接して建設された海洋深層水活用型温浴施設の整備についてであります。当初より執行部の説明に対して、委員会では、機械設備はもちろんのこと、内装、露

天ぶろを含む温浴施設の浴槽の大きさ、目隠し扉、トイレの位置、機能面、設備など、細部に至るまで集中して議論され、露天ぶろの浴槽拡張などでレイアウトの変更がなされてきました。

12月の委員会では、海洋深層水活用型温浴施設の開設に伴う施設の経営及び利用料金の徴収を条例並びに規則に追加するための一部改正案を審査し、その中で、利用料金については指定管理者が1,000円の範囲内で定めるとする規定について、市民に対して健康増進としての市民サービスの一環として1人でも多く市民に利用していただくという公益性を重視して、金額的には大人500円、子ども300円くらいの料金設定をしていただきたいなどの要望もありました。

また、レジオネラ菌対策として、連通管の設備変更の提案もあり、委員からは「このシステムには200万円ほどかかるというが、設計の段階でできなかつたのか」という指摘もありました。現在、衛生管理上において、より安心・安全なシステムが導入され、本年4月11日に夢古道の湯としてオープンされております。

3月の委員会においては、執行部より指定管理者の選定について、地場特産品情報交流センターの指定管理者である株式会社熊野古道おわせに引き続き2年間の運営と管理を指定することの説明を受けました。その際に、委員からは「燃料費の高騰などでも指定管理料300万円が適正なのか」などの指摘もありましたが、この指定管理者の指定についての議論を認めてあります。また、市民の福祉サービスは具体的にどんなことなのか、交通アクセスとしてのバスの運行状況、予約、入り込み客数についてなどの指摘や質問がありましたことも申し添えさせていただきます。

先日の委員会では、地域振興ゾーン整備事業の最終結果報告を受けました。費用面では、地場特産品情報交流センター事業費が1億3,846万2,540円、海洋深層水活用型温浴施設が2億2,115万6,428円、地域振興ゾーン整備事業の総事業費が3億5,961万8,968円、その財源内訳は、国庫補助金1億5,196万1,000円、県補助金6,805万7,000円、起債充当額1億1,100万円、一般財源は3,580万968円となっております。

来場者数について、昨年度は9万5,582人で、当初の予定来場者数7万2,000人を上回っており、夢古道の湯においては、オープンされてから4月、5月の2カ月間で1万4,165人が見えており、実に1日平均277人の利用があり、地元市民はもとより、市外・県外からの来訪者の割合も多くな

っているとの報告がありました。これらはオープン当初であること以外に、インターネットやチラシなどによるPR効果や、ゴールデンウイークにおけるさまざまなイベントの開催を、指定管理者である株式会社熊野古道おわせと尾鷲市が連携して取り組みを行ってきたこともあり、現状では予定来場者数6万5,000人の達成は達成できる見込みであるとの報告も受けました。また、隣接地に、財団法人みどりの協会が、子どもたちの遊び場として木製遊具の遊園地を整備して市に寄贈していただけるとの報告も受け、さらなるにぎわいの創出と集客交流に期待するところです。

このように地場特産品情報交流センターとみえ尾鷲海洋深層水を利用した温浴施設、三重県立熊野古道センターなどの各施設が機能的に連携され、さらなる相乗効果が得られることに期待します。

なお、奥田市長からは、「9万5,582人が来たからといって手放しで喜んではいけない。夢古道おわせが本当に失敗するようなことがあったら、尾鷲市の財政や経済などを考えても困るので、引き続き連携しながら尾鷲市としてもやれることを一生懸命やっていきたいと考えている。」との言葉をいただいたことも申し添えておきます。

今後は、地域の活性化の拠点として大きく期待するところであり、委員会としての所期の目的は達成されたことから、当委員会を解散することについても、委員長の報告としてさせていただきます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。

議長（與谷公孝議員） 委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りいたします。

本件は直ちに採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

「地域振興対策特別委員会の廃止について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（與谷公孝議員） 挙手全員であります。

よって、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

[市長（奥田尚佳君）登壇]

市長（奥田尚佳君） 議員の皆様、大変お疲れさまでした。

去る3日の開会以来、ご提案を申し上げました各種重要案件につきましては、終始慎重にご審議をいただき、まことにありがとうございました。

2議案否決という極めてまれな結果となりましたが、審議の中におきまして、いろいろご指摘、ご意見等ありました点につきましては、十分心して取り組んでまいりたいと存じますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（與谷公孝議員） 去る6月3日開会以来、長い間まことにご苦労さまでした。

これをもって平成20年第2回尾鷲市議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午前10時50分]